

独立行政法人統計センターの監事（業務担当）となるべき者
（前嶋 修氏）の選任理由

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設立された法人である。

統計センターにあって、監事（業務担当）のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、業務内容の適正性など、法人の業務全般（会計を除く）の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は法人に係る主務大臣（総務大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、統計センターの監事（業務担当）は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

前嶋 修氏は、昭和 55 年に山梨県庁に採用され、地方事務の行政運営経験を多く積んでおり、平成 22 年 4 月から約 2 年の間は統計調査課長を務め、公的統計に係る幅広い知識及び実務経験を有している。また、社会保険事務所の事務所長として、組織のガバナンスに係る経験を有するほか、福祉保険部監査指導室長として、社会福祉法人等の指導・監査に携わっており、内部統制を含む法人の業務全般にわたる監査について十分な経験・見識を有している。さらに、同人は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、統計センターの監事（業務担当）として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。

独立行政法人統計センターの監事（会計担当）となるべき者
（内野 恵美氏）の選任理由

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設立された法人である。

統計センターにあって、監事（会計担当）のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性など、法人の会計関係全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は法人に係る主務大臣（総務大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、統計センターの監事（会計担当）は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

内野 恵美氏は、公認会計士として、公会計制度における幅広い専門知識を有しており、日本公認会計士協会非営利法人委員会の専門委員を務めるほか、地方公共団体の包括外部監査補助者や、公益社団・財団法人、社会福祉法人等の民間非営利法人の監査、コンサルティング、税務業務を広く手がけるなど、特に公的機関や非営利法人関係についての経験・見識を有している。また、情報通信研究機構、科学技術振興機構、日本高速道路保有・債務返済機構などの独立行政法人や国立大学法人の監査の経験があり、独立行政法人の業務体制や内部規律等にも明るい。さらに同人は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、法人の監事（会計担当）として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。